申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 宮内 謙) (基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

令和2年9月17日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に交付する交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条第2項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信事業者等[※]ごとの負担金の額及び徴収方法の認可
 - ※ 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供 する電気通信事業者(令和2年8月末現在 19社)

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)第5条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定する。

(1) 補てん対象額

	N T T東日本 N T T西日本		NTT東日本及び 西日本合計	
加入電話に係る加入者回線(基本料)	19. 4億円	8. 9億円	28. 2億円	
第一種公衆電話に係るもの	20.0億円	18.0億円	38.0億円	
加入電話に係る緊急通報	0.3億円	0. 1億円	0. 4億円	
合 計※	39. 6億円	27. 0億円	66.6億円	

[※] 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。 (参考)昨年申請に係るNTT東日本及び西日本の合計補填額 66.3億円

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の令和元年度基礎的電気通信役務収支表 (億円、括弧内は対前年度増減率)

	NTT東日本			NTT西日本			
		営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話		1, 667 (-7%)	1, 887 (-3%)	-219	1,678(-7%)	1, 998 (-1%)	-320
	基本料	1, 667 (-7%)	1, 885 (-3%)	-218	1, 678 (-7%)	1, 997 (-1%)	-319
	緊急通報	1	2 (48%)	-2	1	1 (52%)	-1
第	一種公衆電話	5 (-16%)	25 (0%)	-20	2 (-15%)	15 (-2%)	-13
	市内通話	5 (-16%)	25 (0%)	-20	2 (-16%)	15 (-2%)	-13
	離島特例通信	0 (42%)	0 (6%)	0	0 (326%)	0 (45%)	0
	緊急通報	-	0 (28%)	0	-	0 (-11%)	0
計	•	1, 672 (-7%)	1, 911 (-3%)	<u>–240</u>	1, 680 (-7%)	2, 013 (-1%)	<u>–333</u>

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

- ONTT東日本に対する交付金の額
 - = 39.6億円 NTT東日本の算定自己負担額[※]
- O NTT西日本に対する交付金の額
 - = 27.0億円 NTT西日本の算定自己負担額[※]
- ※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込(振込手数料は、支援機関が負担)

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、各適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各適格電気通信事業者に対して 通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に 係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

- (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法
- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、 毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
 - = 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各 月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業 務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- ② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付 金の額の計算方法
 - (負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者に係る負担金の総額)

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業 務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に

つき、算定規則第22条第1項各号(会社更生法の適用等)に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

<u>ウ その他</u>

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、 上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交 付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の負担金の額を算定(適格電気通信事業者ごとに算定した次の(a)、(b)及び(c)の合計額)する。

(a) 最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和3年1月(予定)末~最終算定 月の前月(令和3年11月(予定))の月末の算定対象電気通信番号 の総数に番号単価*1を乗じた額

(b) 最終算定月の負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和3年中に徴収すべき額(補 てん対象額に支援業務費を加えた額)から、最終算定月前月までに 納付した全ての接続電気通信事業者等の負担金及び算定自己負担額 の合計額(前年度残余額を含む。)を控除した額に、接続電気通信事 業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全て の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割 合を乗じた額

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余額

(※1)番号単価は平成18年総務省告示第429号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金 算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機 関が算定。補てん対象額、支援業務費(令和2年度中の費用額(令和2年3月に認可)から前年度 の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を令和3年の予測算定対象 電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補てん 対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

> (NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額+支援業務費 ー予測前年度過不足額)

①合算番号単価 =

令和3年の予測算定対象電気通信番号の総数

= 2.512··· 円 ⇒ **3円**(整数未満四捨五入)

②NTT東日本 に係る番号単価

= 合算番号単価 ×

NTT東日本の補てん対象額

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額

= 1.784842276··· 円 ⇒ 1.78484228 円 (小数点以下第8位未満四捨五入)

③NTT西日本 に係る番号単価

= 合算番号単価 ×

NTT西日本の補てん対象額

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額

= 1.215157723··· 円 ⇒ 1.21515772 円(小数点以下第8位未満四捨五入)

上記番号単価は、令和3年1月~同年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、令和3年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1)納付手段

銀行振込(振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担)

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- (1) 毎月の負担金の額(番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額)
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4)延滞金の納付

負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上 記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収 することとする。